

岡山・倉敷民商弾圧事件（禰屋裁判）

有罪立証を繰り返しおこなうことは不当です。 無実の禰屋さんへの公訴を取り下げてください

岡山地方検察庁

検事正 岡本貴幸様

貴庁は倉敷民主商工会（民商）事務局員の禰屋町子さんを、2014年、法人税法違反（脱税ほう助）と税理士法違反で起訴しましたが、禰屋さんは一貫して無実・無罪を主張しています。一審は、検察が提出した査察官報告書を「鑑定書」として証拠採用し有罪判決を言い渡しましたが、二審はその証拠採用は違法とし、有罪判決を破棄・差し戻しました。検察官は違法な証拠で禰さんを有罪にしようとしたのです。

差し戻し審の審理を通して、この事件が①検察が事実をねじ曲げてでっち上げた冤罪事件である、②消費税に反対し、税務行政の改善を訴えてきた民主商工会を狙った弾圧事件であることがいっそう明らかになりました。具体的には、脱税の捜索での民商を敵視した不公正な捜索、国税査察官の責任者の「法人税法違反でも税理士法違反でも（禰さんを）告発していない」「禰さんは参考人」との証言、さらに、脱税をしたとされた建設会社関係者が「脱税を頼んでいない」とする証言などです。

審理が岡山地裁に差し戻されてから8年が経過しました。なぜこんなに時間がかかっているのでしょうか。それは、高裁判決が立証のための証拠の整理を求めたにもかかわらず、検察官が高裁判決にもとづいて整理ができずに膨大な時間を要したこと、さらに、検察官が変わるたびに、禰さんを有罪にするために新しい証拠を出してくるためです。このこと自体、禰さんを有罪にできる証拠がないことのあらわれです。

検察官は2年経てば異動しますが、禰さんはずっと「被告人」のままです。起訴されて以来、不安な日々を強いられています。

この間の袴田事件や福井事件、日野町事件で、警察や検察は無実の人を有罪にするために、証拠の捏造や無罪証拠の隠ぺいなどが明らかになり、多くの国民からも厳しい批判の声が起きています。長期にわたる裁判は、憲法が保障する「迅速な裁判」を受ける権利を侵害しています。

大阪地検特捜部の改ざん事件を契機に、検察庁は、起訴した事件で、誤りや疑問が生まれたときには公訴の取り上げなど「引き返す勇気」をもつことを確認したのではないのでしょうか。しかしいまだに検察は、起訴したからにはなんとしても有罪にするとの姿勢を変えていません。この姿勢こそが、冤罪を生み出し、社会から厳しい批判をうけているのです。

そこで、以下の点を強く要請するものです。

〈要請事項〉

- ・ 無実の禰さんをこれ以上苦しめず、ただちに公訴を取り下げるよう求めます。

都道府県名

団体名

岡山・倉敷民商弾圧事件（禰屋裁判）

差戻しから8年、これ以上の検察の有罪立証を許さず 禰屋さんへの公訴取り下げを検察に勧告してください

岡山地方裁判所

裁判長 三澤 節史様

倉敷民主商工会（民商）事務局員の禰屋町子さんは、2014年、法人税法違反（脱税）ほう助と税理士法違反で起訴されました。禰屋さんは一貫して無実を主張してきました。

一審では、検察官が提出した査察官報告書を「鑑定書」とした証拠で有罪されましたが、二審はその証拠採用は違法とし、差戻しました。検察官は違法な証拠で禰屋さんを有罪にしようとしたのです。

差戻し審の審理で、この事件が①検察が事実をねじ曲げてでっち上げた冤罪事件である、②消費税に反対し、税務行政の改善を訴えてきた民主商工会を狙った弾圧事件であることがいっそう明らかになりました。具体的には、脱税の捜索での民商を敵視した不公正な捜索、国税査察官の責任者の「法人税法違反でも税理士法違反でも（禰屋さんを）告発していない」「禰屋さんは参考人」との証言、さらに、脱税をしたとされた建設会社関係者が「脱税を頼んでいない」とする証言などです。

審理が岡山地裁に差戻されてから8年が経過しました。なぜこんなに時間がかかっているのでしょうか。それは、高裁判決が立証に関する証拠の整理を求めたにもかかわらず、検察官が高裁判決にもとづいて整理できずに膨大な時間を要したこと、さらに、検察官が変わるたびに、禰屋さんを有罪にするために新しい証拠を出していることです。さらに、これを認めてきた貴裁判所の責任も大きいと考えます。

裁判官や検察官は2、3年も経てば異動しますが、禰屋さんは12年間ずっと「被告人」のままです。起訴されて以来、不安な日々を強いられています。このような長期の審理は、憲法が保障する「迅速な裁判」を受ける権利を侵害しています。

この間の袴田事件や福井事件、日野町事件でも、検察官手持ち証拠の開示など、裁判官の訴訟指揮によって、冤罪の事実が明らかになっています。

そこで、以下の点を強く要請するものです。

〈要請事項〉

- ・無実の禰屋さんをこれ以上苦しめず、検察官に公訴を取り下げるよう勧告すること。
- ・検察官が請求している証拠を採用しないこと。
- ・弁護団が求めている証人を採用し、十分な審理をおこなうこと。

都道府県名

団体名